

令和 8 年度 大田区田園調布区民農園利用者募集

- 【対 象 者】 大田区に住民登録がある世帯（世帯ごとの利用となります）
 【利用期間】 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 2 月末まで
 【応募締切日】 令和 7 年 12 月 25 日（木）まで（当日消印有効）

1 募集農園 所在地、募集予定数

農園名	所在地 【主な交通手段】	募集予定数
		小区画利用（約 5 m ² ）
田園調布区民農園	田園調布本町 4 【東急池上線 御嶽山駅：徒歩約 7 分】	78

（注）今回の募集は田園調布区民農園小区画のみです。

（注）利用期間が 11 か月のためご注意ください。

（注）区画場所の指定はできません。



2 区画の種類

小区画

- ・1 世帯での利用となり、ご利用世帯以外の方は利用できません。
- ・1 世帯で標準区画半分の約 5 m²が利用できます。

※募集区画数を超える申込みがあった場合は抽選になります。

3 利用料金

年度当初に以下の金額を一括でお支払いいただきます。

※今回募集分より利用料の見直しを行いました。

農園	期間	小区画 (5 m ² 利用)
田園調布	令和 8 年度 【令和 8 年 4 月～令和 9 年 2 月の 11 月分】	16,500 円

4 申込方法

- (1) 郵送（官製はがきのみ）かインターネット（LoGo フォーム）のいずれかでお申し込みください。
- (2) お申し込みは、大田区内に住民登録がある世帯主名とします。（在学・在勤は無効となります）
- (3) 申込受付期間 令和7年11月25日（火）から令和7年12月25日（木）まで（当日消印有効）。

郵送の場合

裏面の記入例を参考に、**必ず「官製はがき」**でお申し込みください。
※現在のはがきの料金は 85 円です。

インターネットの場合

「LoGo フォーム」

URL <https://logoform.jp/form/8BrJ/1222180>

にアクセスのうえ、必要事項を入力し、お申し込みください。

※右の二次元バーコードからもアクセス可能です。



※いずれの場合も記載事項に不備がある場合は無効となりますのでご注意ください。

5 申し込みにあたっての注意

- お申し込みは **1 世帯で 1 回のみ**となります。
世帯単位での申込となります。複数人でのお申し込みは無効となります。
- お申し込みは「**大田区在住の方のみ**」となります。
在勤・在学の方はお申し込みできませんのでご注意ください。
- 申込多数の場合は、抽選で利用者を決定**いたします。
- 申込後の**変更はできません**。
申込時に記載された世帯のみが利用できます。
- 以下のものは**無効**となりますのでご注意ください。
なお、**無効の方に対して、事務局よりお知らせはいたしません。**

【無効となるもの】

- (1) はがき・インターネット以外で利用申込みがあったもの
- (2) 世帯主名でない方からの申込み
- (3) 必要事項（氏名、住所、電話番号）の記載がないもの
- (4) 複数・重複の申込み
- (5) 他人名義の申込みなど、事実と相違したことが判明した場合
- (6) 申込期限を過ぎたもの（令和7年12月25日の消印有効）
- (7) 大田区に住民登録がない場合（在学・在勤は無効となります）



6 利用者決定の流れ

- | | |
|-------------------|--|
| 令和 7 年 11 月 25 日 | 利用者申込 |
| ～令和 7 年 12 月 25 日 | ※申込内容に不備があった場合、無効として取り扱います。 |
| 令和 8 年 2 月上旬 | 当選の方へ結果通知と申請書を郵送で送付。落選の方には結果通知のみを郵送で送付送付。 |
| 令和 8 年 2 月下旬 | 当選者による申請書の提出
※提出締切は申請書内でお知らせします。期限厳守となりますのでご注意ください。
※申請書が未着の場合、当選を取り消します。 |
| 令和 8 年 3 月上旬 | 申請書提出者へ承認書等を郵送で送付 |
| 令和 8 年 3 月中旬 | 利用者説明会
※当選者の方にお送りする申請書にご案内を同封します。必ずご参加ください。 |
| 令和 8 年 4 月 1 日 | 区民農園利用開始 |
- 抽選 **事務局で抽選**を行います。
- 結果の通知 抽選結果は**世帯主の方に郵送で結果を通知**します。
なお、当落に関する**お電話等でのお問い合わせには応じかねます**。
当選後無断キャンセルは、次回（令和 9・10 年度）申し込みができなくなる場合がありますので、十分ご検討の上お申し込みください。
- 利用者説明会を、3 月中旬に大田区産業プラザ PiO 等で実施予定です。
当選者への結果通知の際に、開催案内を同封しますので、必ずご参加ください。
- 手続きは郵送で行います**ので、ご理解いただけますようお願いいたします。

【区民農園利用上の主な注意点】

承認書に同封する「手引き」に記載いたしますが、主なものは下記のとおりです。

あらかじめご承知おきください。お守りいただけない場合は利用承認を解除する場合があります。

- (1) **区民農園の利用は、世帯を単位とします。**
* 同一世帯以外の方の利用はできません（例：同じご自宅にお住まいでも別世帯の方 等）。
* 申込み時に記載された世帯のみの利用となります（申込み後の変更はできません）。
- (2) 利用できる区画は、区の指定する区画です（変更、交換などできません）。
区画は自家用の野菜・花の栽培のみの利用となり、区画外の私的利用（農具、資材置き場など）はできません。
- (3) 他の農園利用者に迷惑となる利用方法は禁止します。
- (4) 農園の利用に必要な種苗・肥料及び資材類は、利用者が各自で用意してください。
- (5) 農園及びこれに付随する施設・用具を利用する際には、破損・紛失等のないよう、責任をもって利用してください。
また、節水を心がけてください。
- (6) 利用料金の請求やお知らせは、世帯主に届きます。
- (7) **雑草・野菜くず等は、ごみ袋に入れて、農園内の集積所に置いてください。**
また、雑草・野菜くず以外のごみ（空缶、プラスチック製品、肥料袋、支柱等）は**必ず**自宅に持ち帰ってください。
- (8) **農園を利用できなくなった場合（一時的でも）は、速やかに区にその旨を届け出てください。**
無断で休耕（雑草の繁茂、作物の未収穫、病虫害の発生放置など）しないでください。
- (9) **利用期間中であっても、区が都合により休廃止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。**
- (10) 利用時間は、おおむね日の出から日没まで。特に**早朝の作業はお静かに**お願いします。
- (11) 農園には駐車場がありません。車での来園を禁止します。
- (12) その他区民農園の利用に関しては、区の指示に従ってください。
※**区は農園内の作物、物品の盗難・損害に対して一切の責任を負いません。**
- (13) **利用期間終了後、私物は全てお持ち帰りください。残置物があった場合には、廃棄します。**

【申込はがきの記入例】 ※必ずはがきをお使いください。

【表面】

はがき	
	1440035
大田区南蒲田 1-20-20 大田区産業プラザ PiO	
大田区産業振興課 区民農園担当 行	

申込先

〒144-0035

大田区南蒲田 1-20-20 大田区産業プラザ PiO

大田区産業振興課 区民農園担当

※宛先間違いにご注意ください。

【裏面】

オオ タ イチ ロウ
太田 一郎
〒144-0035
大田区蒲田 X-XX-XX
くすのきハイム 101
電話 03-37XX-37XX
携帯 090-5X8X-4X2X
メール xO□△@OO.OO

氏名、住所等

- ・世帯主の氏名・フリガナ
- ・郵便番号、住所（必ず建物名も記載ください）
- ・電話番号（日中に連絡がとれる電話番号）
- ・メールアドレス（所有している場合）

※記載に不備があった場合、無効として取り扱います。

無効の方に個別連絡はいたしません。

無効として取り扱う例は2ページに記載をしておりますので、ご確認ください。

【問い合わせ】大田区区民農園事務局

電話 03-6835-1621（平日 9:00～17:00 土・日・祝除く）